令和4年（2022年）4月1日現在

都市計画に定める事項の一覧

[　　]が豊中市で都市計画決定されているものです。

- 都市計画
  - 整備、開発及び保全の方針（第6条の2）
  - 区域区分（第7条）
    - 市街化区域、市街化調整区域
  - 都市再開発方針等（第7条の2）
    - 都市再開発の方針
    - 住宅市街地の開発整備の方針
    - 拠点業務市街地の開発整備の方針
    - 防災街区の整備の方針
  - 土地利用
    - 地域地区（第8条）
      - 用途地域
        - 第1種低層住居専用地域
        - 第2種低層住居専用地域
        - 第1種中高層住居専用地域
        - 第2種中高層住居専用地域
        - 第1種住居地域
        - 第2種住居地域
        - 準住居地域
        - 田園住居地域
        - 近隣商業地域
        - 商業地域
        - 準工業地域
        - 工業地域
        - 工業専用地域
      - 特別用途地区
      - 特定用途制限地域
      - 特例容積率適用地区
      - 高層住居誘導地区
      - 高度地区、高度利用地区
      - 特定街区
      - 都市再生特別地区、居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区
      - 防火地域、準防火地域
      - 特定防災街区整備地区
      - 景観地区
      - 風致地区
      - 駐車場整備地区
      - 臨港地区
      - 歴史的風土特別保存地区
      - 第１種・第２種歴史的風土保存地区
      - 緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域
      - 流通業務地区
      - 生産緑地地区
      - 伝統的建造物群保存地区
      - 航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区
    - 促進区域（第10条の2）
      - 市街地再開発促進区域
      - 土地区画整理促進区域
      - 住宅街区整備促進区域
      - 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
    - 遊休土地転換利用促進地区（第10条の3）
    - 被災市街地復興推進地域（第10条の4）
    - 地区計画等（第12条の4）
      - 地区計画
      - 防災街区整備地区計画
      - 歴史的風致維持向上地区計画
      - 沿道地区計画
      - 集落地区計画
  - 都市施設（第11条）
    - 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
    - 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
    - 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
    - 河川、運河その他の水路
    - 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
    - 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
    - 市場、と畜場又は火葬場
    - 一団地の住宅施設
    - 一団地の官公庁施設
    - 一団地の都市安全確保拠点施設
    - 流通業務団地
    - 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
    - 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
    - 一団地の復興拠点市街地形成施設
    - 電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設
  - 市街地開発事業
    - 市街地開発事業（第12条）
      - 土地区画整理事業
      - 新住宅市街地開発事業
      - 工業団地造成事業
      - 市街地再開発事業
      - 新都市基盤整備事業
      - 住宅街区整備事業
      - 防災街区整備事業
    - 市街地開発事業等予定区域（第12条の2）
      - 新住宅市街地開発事業の予定区域
      - 工業団地造成事業の予定区域
      - 新都市基盤整備事業の予定区域
      - 区域の面積が20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域
      - 一団地の官公庁施設の予定区域
      - 流通業務団地の予定区域